

キャラクターデザインマニュアル

長野県社会福祉協議会公式キャラクター「ふっころ」



福祉の心
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公式キャラクター

<http://www.nsyakyo.or.jp/>

長野県社会福祉協議会公式キャラクター「ふっころ」キャ

社会福祉法人長野県社会福祉協議会公式キャラクター「ふっころ」の使用に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会公式キャラクター「ふっころ」(以下、「キャラクター」という。)の使用に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会(以下、「本会」という。)に属する。

(機関・団体の基準)

第3条 キャラクターの使用を認める機関・団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共性・公益性を有する機関・団体
- (2) 法人格を有し、社会福祉の向上や地域福祉推進に寄与すると認められる機関・団体
- (3) 本会の会員団体、その他本条に規定する機関・団体が推薦をする機関・団体
- (4) 本会会長(以下、「会長」という。)が特に認める機関・団体

(承認の基準)

第4条 会長は、キャラクター使用の申請内容について、次の各号の全てに該当するものについて承認するものとする。なお、会長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 社会福祉又は地域福祉の推進に資する内容であること。
- (2) 公共性・公益性を有する内容で、営利を主たる目的としていないこと。
- (3) 政治的活動、宗教活動等を主たる目的としていないこと。
- (4) 本会の事業運営に支障をきたさないこと。
- (5) 法令又は公序良俗に反するものでないこと。

(申 請)

第5条 キャラクター使用を申請する者(以下、「申請者」という)は、使用開始の1ヶ月前までに、使用承認申請書(様式第1号)を会長に提出する。ただし、本会との共催事業又は申請事業等の企画や運営に本会が参画する場合には、この限りではない。

(申請事業等への負担)

第6条 申請者は、その使用目的にかかる金銭的又は人力的な支援の要請は行わないものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用の承認)

第7条 会長は、使用承認申請書を受理したときは第3条から第6条の規定に基づき内容を審査し、承認の場合は様式第2号の1を、不承認の場合は様式第2号の2により、申請者に回答するものとする。

(遵守事項)

第8条 キャラクター使用を承認された者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容等のみを使用すること。
- (2) 別表に定める色指定、使用サイズ等に従って使用すること。
- (3) キャラクターの一部のみを使用し、又は変形したり他の図形や文字と重ねて使用しないこと。

(変更の申出)

第9条 使用者は、申請内容等に変更が生じた場合は、速やかに会長に申し出なければならない。

(免責事項)

第10条 本会は、使用者及び第三者に対してキャラクター使用に係る損失補償、その他いかなる責務も負わないものとする。

(承認の取消し)

第11条 会長は、主催者が虚偽その他の不正な行為により共催又は後援の承認を受けたとき、第8条に反する行為があったと認めたととき、その他の不法行為や第9条に規定する変更の申し出をしなかったときは、承認を取り消すことができる。

(雑 則)

第12条 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成25年5月1日から施行する。



福祉の心
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公式キャラクター

ラクターデザインマニュアル

別表

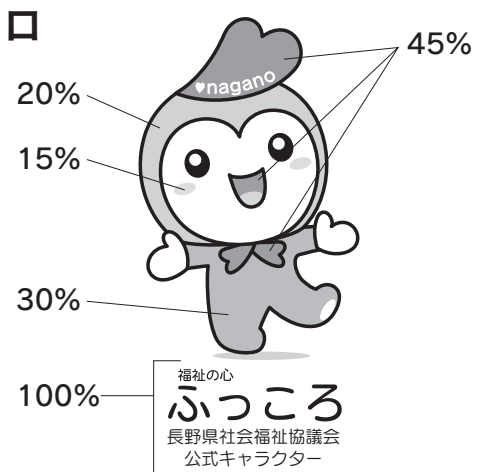
カラー指定について

●カラー



	DIC2235		M80
	DIC2236		M60
	DIC2238		M30
	DIC2176		C70
	DIC2544		C45+Y100
	DIC570		Y100
	DIC2048		M30+Y60
	スミ100%		スミ100%

●モノクロ



●背景の色が薄い場合

白地部分に背景が入らないよう注意してください。

福祉の心
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公式キャラクター

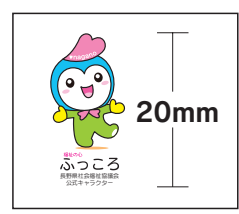
●背景の色が濃い場合

「福祉の心 長野県社会福祉協議会公式キャラクター」の文字のみ白抜きとします。基本的には白フチは付けませんが、視認性が著しく損なわれる場合はキャラクターのみの白フチを許可します。

福祉の心
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公式キャラクター

使用サイズについて

文字を含めキャラクターの上下が20mm以下の使用は禁止します。



使用不可について

- 色の変更
- キャラクターと文字を分離
- 背景としての使用
- デザインを加える
- ポーズ、表情の変更





福祉の心
ふっころ
長野県社会福祉協議会
公式キャラクター



社会福祉
法人

長野県社会福祉協議会

〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4階

●本マニュアルに関するお問い合わせは、
長野県社会福祉協議会総務企画部へ

TEL.026-228-4244 FAX.026-228-0130